

下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱

令和 7 年 2 月 1 7 日制定

令和 7 年 7 月 1 4 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育所等における 3 歳未満児クラスへの保育士の加配を支援することにより、児童の睡眠や食事などの保育中の事故を防止するとともに、保育士の業務負担の軽減や保育の質の向上を図ることを目的として、国の配置基準を満たす職員を配置し、かつ 3 歳未満児クラスへの保育士の加配を行う保育所等に対し、下関市保育士独自加配支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 市内に所在する次のア、イ又はウのいずれかに該当する施設又は事業（地方公共団体が設置した施設又は事業を除く。）をいう。

ア 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 4 項に規定する保育所及び認定こども園

イ 下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 44 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同章第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型

ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業

(2) 常勤保育士 当該保育所等が就業規則等で定めた勤務時間の全てを勤務する保育士をいう。

(3) 非常勤保育士 常勤保育士以外の保育士をいう。

(4) 常勤換算後人数 次の算式によって得た人数をいう。

常勤保育士の人数＋（非常勤保育士の 1 月の勤務時間数の合計÷就業規則等で定めた常勤保育士の 1 月の勤務時間数）＝常勤換算後人数（小数点第二位以下切捨て）

(5) 国の配置基準 次の表の左欄に掲げる児童の年齢区分に応じた同表の右欄に定める員数をいう。

児童の年齢区分（事業を実施する会計年度の初日の前日における満年齢）	員数
4 歳以上	児童 25 人につき職員 1 人
3 歳（事業を実施する会計年度の初日の前日におい	児童 15 人につき職員 1 人

ては満2歳で、当該年度において法第20条第1項の認定（法第19条第1号に該当することによるものに限る。）を受けた場合（以下「1号認定を受けた満3歳」という。）を含む。）	
1歳又は2歳（1号認定を受けた満3歳を除く。）	児童6人につき職員1人 （ただし、公定価格上の1歳児配置改善加算を適用する場合は、1歳の児童5人につき職員1人とする。）
0歳	児童3人につき職員1人

(6) 3歳未満児クラス 事業を実施する会計年度の初日の前日における満年齢が0歳、1歳又は2歳（1号認定を受けた満3歳を除く。）の児童が在籍する組、グループをいう。

(7) 年齢別必要保育士総数 国の配置基準に基づき、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める算式によって得た人数をいう。ただし、第1号イに掲げる事業及び同号ウに掲げる事業（同号ウに掲げる事業については利用定員が19人以下の事業に限る。）については、当該人数に1を加えた人数をいう。

ア 1歳児配置改善加算の適用がない場合

$\{4\text{歳以上の児童数} \times 1/25 \text{ (小数点第二位以下切捨て)}\} + \{3\text{歳の児童数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1、2\text{歳の児童数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳の児童数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{年齢別必要保育士総数 (小数点第一位四捨五入)}$

イ 1歳児配置改善加算の適用がある場合

$\{4\text{歳以上の児童数} \times 1/25 \text{ (小数点第二位以下切捨て)}\} + \{3\text{歳の児童数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{2\text{歳の児童数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1\text{歳の児童数} \times 1/5 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳の児童数} \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{年齢別必要保育士総数 (小数点第一位四捨五入)}$

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国の配置基準を満たす職員を配置し、かつ3歳未満児クラスへの保育士の加配を行う保育所等の設置者又は事業者とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件のうち、第1号及び第2号を満たし、かつ、第3号又は第4号のいずれかを満たす保育士の独自加配事業とする。

(1) 国の配置基準を満たした上で、3歳未満児クラスへ保育士を加配することにより、各月の初日における配置保育士数（常勤換算後人数）が同日における年齢別必要保育士総数を上回るよう保育士を配置すること。ただし、国の配置基準を超えて保育士を配置するに当

たり、公定価格上の加算を適用する場合は、当該加算の算定対象職員とは別に保育士を3歳未満児クラスへ配置すること。なお、各月の初日における配置保育士数（常勤換算後人数）が年齢別必要保育士総数と同数又は下回る場合にあっては、当該月の加配保育士の雇上げに係る経費は補助対象とならない。

(2) 加配保育士の雇用形態（常勤保育士、非常勤保育士の別）及び人数は問わないが、加配保育士は可能な限り、児童を長時間にわたって保育できる常勤保育士となるよう努めること。

(3) 原則として、加配保育士は令和6年10月以降に、新たに3歳未満児クラスへ加配された保育士であること。

(4) 令和6年10月より前から独自に3歳未満児クラスへ保育士を加配している保育所等についても補助対象とするが、補助金が単なる施設助成とならないよう、補助金は全て処遇改善など賃金関係経費に充当すること。

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業により給付金等が交付される事業については、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第7条第1項の規定による申請のあった年度（令和6年度にあっては、同年度の10月以降）における、国の配置基準を超えて3歳未満児クラスに加配する保育士（以下「補助対象職員」という。）の雇上げに要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料のうち、補助対象経費として市長が適当と認める経費とする。ただし、当該経費に対し、他の制度に基づく補助金等を受けている場合は、当該補助金等の額に相当する額を除くものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第1に定める基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、補助対象事業（令和6年度にあっては、同年度の10月以降における補助対象事業）に係る総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、年度ごとに市長が別に定める日までに、下関市保育士独自加配支援補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書兼補助金額積算調書（様式第3号）

(3) 補助対象職員の雇用を証する書類の写し

(4) 補助対象職員の保育士証の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市保育士独自加配支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該補助金の交付の申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした補助対象者に通知するものとする。

（事業の実施）

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助決定事業」という。）を適切に実施しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた後に、補助決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助決定事業の変更に係る承認の申請等）

第13条 補助事業者は、補助決定事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更（当該変更による第10条第1項の規定による通知に係る金額の変更の割合が20パーセントを超えないものをいう。）と認めるときは、この限りでない。

2 補助事業者は、補助決定事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助決定事業の実

施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助決定事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第10条の規定を準用する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助決定事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、下関市保育士独自加配支援補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第7号)

(2) 収支決算書兼補助金額積算調書(様式第8号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市保育士独自加配支援補助金確定通知書(様式第9号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助決定事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助決定事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助決定事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市保育士独自加配支援補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第10条第1項(第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第15条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項

及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助決定事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助決定事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助決定事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助決定事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助決定事業の実施に関し必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第22条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(県の事業との関係)

第23条 この補助金は、県の補助を財源としているため、県の補助が縮小、中止又は廃止となった場合は、この補助金も縮小、中止又は廃止となる場合がある。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 2 月 17 日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、令和 8 年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 14 日から施行し、この要綱による改正後の下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 6 条関係）

1 利用定員	2 基準額
30 人以下	1 か所当たり年額 2,100,000 円 (月額上限額 175,000 円)
31 人以上 70 人以下	1 か所当たり年額 3,300,000 円 (月額上限額 275,000 円)
71 人以上 110 人以下	1 か所当たり年額 4,660,000 円 (月額上限額 389,000 円)
111 人以上 150 人以下	1 か所当たり年額 6,000,000 円 (月額上限額 500,000 円)
151 人以上	1 か所当たり年額 7,200,000 円 (月額上限額 600,000 円)
※事業実施月数が 12 月に満たない場合には、月額上限額に事業実施月数を乗じた額を基準額とする。 ※令和 6 年度の補助金については、同年度の 10 月以降における事業実施月数をもって計算する。	

年 月 日

（宛先）下関市長

所在地 _____

施設・事業所名 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

下関市保育士独自加配支援補助金交付申請書

下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 対象年度

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書兼補助金額積算調書（様式第 3 号）
- (3) 補助対象職員の雇用を証する書類の写し
- (4) 補助対象職員の保育士証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業実施計画書

施設・事業所名 _____

施設・事業所類型 _____

1 施設等基本情報

- (1) 利用定員 _____ 人
(2) 事業開始月 _____ 年 _____ 月
(3) 事業開始月初日時点の入所児童数等

(単位：人)

	0 歳児	1、2 歳児	3 歳児	4 歳以上児	計
入所児童数					
年齢別必要保育士					

※ 3 歳児の入所児童数は、1 号認定を受けた満 3 歳児を含む。

- (4) 年齢別必要保育士総数 _____ 人
(5) 配置保育士数（常勤換算後人数） _____ 人

2 補助金の充当に係る誓約について

令和 6 年 1 0 月 1 日前から雇用している保育士を補助対象職員とする場合、補助金は、単に当該補助対象職員の賃金関係経費に充当するのではなく、補助金によって施設の負担が軽減される補助相当額部分については、全て、施設に勤務する職員の処遇改善など賃金関係経費に充当します。

3 本事業による保育士の業務負担が軽減される内容

4 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(加配による軽減策を除く。)

収支予算書兼補助金額積算調書

施設・事業所名 _____

1 支出

科目	本年度予算額		摘要
	総支出額	うち補助対象経費	
報酬			
給料			
職員手当等			
賃金			
共済費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
その他			
合計	①		

支出合計 (①)

2 収入

(1) 寄附金その他の収入

科目	本年度予算額	摘要
寄附金		
その他		
合計	②	

(2) 補助金 (申請時積算額)

ア 補助基準額 (第6条に規定する基準額)	
イ 補助対象経費の実支出額 (年額・月額上限額の範囲内)	
ウ 総事業費から寄附金その他の収入を控除した額 (① - ②)	
補助金額 (ア・イ・ウのうち最も少ない額の千円未満の端数を切り捨てた額)	③

(3) 自己資金

④

収入合計 (② + ③ + ④)

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市保育士独自加配支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下関市保育士独自加配支援補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので、下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 対象年度

2 交付決定額 金 円

3 交付条件

4 その他

下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金を返還させることがあります。

年 月 日

（宛先） 下関市長

所在地 _____

施設・事業所名 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市保育士独自加配支援補助金について、補助決定事業の内容を下記のとおり変更したいので、下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

年 月 日

（宛先） 下関市長

所在地 _____

施設・事業所名 _____

事業者名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

下関市保育士独自加配支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市保育士独自加配支援補助金について、補助決定事業が完了したので、下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 対象年度

2 交付決定額 金 円

3 補助金額 金 円

（下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱第 6 条の規定により算定した額）

4 添付書類

（1）事業実施報告書（様式第 7 号）

（2）収支決算書兼補助金額積算調書（様式第 8 号）

（3）その他市長が必要と認める書類

事業実施報告書

施設・事業所名

施設・事業所類型

- 1 本事業による保育士の業務負担が軽減された内容

--

- 2 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(加配による軽減策を除く。)

--

収支決算書兼補助金額積算調書

施設・事業所名 _____

1 支出

科目	本年度決算額		摘要
	総支出額	うち補助対象経費	
報酬			
給料			
職員手当等			
賃金			
共済費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
その他			
合計	①		

支出合計 (①)

2 収入

(1) 寄附金その他の収入

科目	本年度決算額	摘要
寄附金		
その他		
合計	②	

(2) 補助金（報告時積算額）

ア 補助基準額（第6条に規定する基準額）	
イ 補助対象経費の実支出額（年額・月額上限額の範囲内）	
ウ 総事業費から寄附金その他の収入を控除した額（① - ②）	
補助金額（ア・イ・ウのうち最も少ない額の千円未満の端数を切り捨てた額）	③

(3) 自己資金

④

収入合計 (② + ③ + ④)

様式第 9 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

下関市長



下関市保育士独自加配支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました下関市保育士独自加配支援補助金
については、下記のとおり交付額を確定しましたので、下関市保育士独自加配支援補
助金交付要綱第 1 5 条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

年 月 日

（宛先） 下関市長

所在地 _____
施設・事業所名 _____
事業者名 _____
代表者名 _____
電話番号 _____

下関市保育士独自加配支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知がありました下関市保育士独自加配支援補助金について、下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱第 17 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 補助金請求額 金 円

3 振込先

金融機関名	銀行・金庫・組合	本店・支店
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
フリガナ 口座名義		

年 月 日

（宛先） 下関市長

所在地 _____
施設・事業所名 _____
事業者名 _____
代表者名 _____
電話番号 _____

補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知がありました下関市保育士独自加配支援補助金について、下関市保育士独自加配支援補助金交付要綱第 1 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金概算払請求額 金 円

3 振込先

金融機関名	銀行・金庫・組合	本店・支店
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
フリガナ 口座名義		